

パブリックコメント実施期間：平成26年11月4日～12月3日

資料 2

アクセス数：207件

意見応募者：2人

意見数：12件

No.	条項	意見要旨	市の考え方
1	逐条解説4頁 第2条第2号 解説	常会とは、組、班が事ある時に集まって会議を行うことを指すのであって、報告、集金を行ったりする会である。自治会と総称されるべきものではないと思う。組、班が称されていれば良いことであり、従って「常会」の文言は解説から削除すべき単語だと思う。	ご意見のとおり、該当箇所の「常会」は削除します。
2	逐条解説4頁 第2条第3号 解説	まちづくり推進組織を「地域内の諸団体との連携と協働を図り、地区の課題解消や活性化のために活動する団体。」と定義を解説しているが、そんなに大きな荷を負わせても良いものだろうか。人員参加のための動員は区長会の協力なしではできないのが現状である。組織の役員の顔ぶれは、多少の入れ替わりはあるものの、同じ人たちが関わってみえ、大変な重責がかかっている。従って課題解消という文言は削除すべきだと思う。 逐条解説P9第8条第4項の解説では、課題解決という文言が使っている。	まちづくり推進組織は、どの組織も住みよいまちづくりや住民の福祉の向上を目的に、地域で自主的に組織された組織です。規約などにおいて、地域内の団体等の連携などが謳われていますし、組織の目的もそういった趣旨が規定されています。さらに、まちづくり推進組織の活動の大きな部分を占める夢づくり地域交付金事業は、市が地域の課題解消のために整備している制度であり、この制度が有効に活用されていることから、原案のとおりとします。 第8条第4項の説明文における「課題解決」は、ご意見のとおり「課題解消」に改めます。
3	逐条解説5頁 第2条第7号 解説 逐条解説6頁 第4条第3号 解説	逐条解説6頁第4条第3号本文では、「市民、議会及び行政」となっており、同5頁下から3行目では、「市民同士、市民・議会・行政」となっている。統一すべきではないか。 同6頁下から5行目では、「市民、議会、行政または市民同士」となっている。	市民と議会と行政の三者をいう場合、条例本文では、「市民、議会及び行政」という表現で統一しています。一方、解説では、それぞれの条文の内容を分かりやすく解説するために、表現の仕方を若干変えています。

No.	条項	意見要旨	市の考え方
4	逐条解説6頁 第4条第2号 解説	逐条解説6頁下から7行目に、「また、自治会やまちづくり推進組織、諸団体においても市民が参加しやすいよう、開かれた組織として民主的な運営を行います。」となっているが、市がすべての諸団体に対してものが言えるのか、市が組織に対して命令できるのか。また、「開かれた組織として民主的な運営」とは、どこまでを指すのか。 「また、自治会やまちづくり推進組織、諸団体においても市民が参加しやすいよう開かれた組織として民主的な運営を行います。」は削除すべきだと思う。	まちづくり基本条例は、行政のあり方だけでなく、瑞浪市内の市民、議会、諸団体等も条例の適用対象としています。地方自治法第157条において、市長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができることされており、前文に掲げる理念の推進のために、諸団体についても、この第4条の基本原則によりまちづくりを進めていくことを規定しています。 次に、「開かれた組織として民主的な運営」とは、例えば、参加の敷居が低い、自由に意見が述べられる、組織の情報が共有される、差別的な参加の取り扱いがないこと等があると考えます。 こうしたことから、該当箇所は原案のとおりとします。
5	第6条第2項	第6条第2項には、「市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。」としてあるが、大変重い責務である。 誰もが(一市民が)、まちづくりの主役であることを自覚できるわけではない。 誰もが(一市民が)、自らの発言と行動に責任を持つことができるでしょうか。 第2項は、必要ないと思います。	まちづくり基本条例では様々なまちづくりに関する理念が規定されています。この条文もいわゆる理念規定です。「市民がまちづくりの主役」という表現は、憲法に国民主権が規定されていることから由来するものであり、まちづくりに関する最大の利害関係者であることから、よりよいまちづくりのために、まちづくりの主役であるという自覚は、市民として必要と考えます。また、権利と責務は一体のものであり、自らの発言と行動に責任を持つことは、市民として当然必要なことと考えます。 こうしたことから、第6条第2項は原案のとおりとします。
6	第7条、第8条	第7条では自治会が、第8条ではまちづくり推進組織が共に「多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織」として位置づけられている。行政に対して、自治会は意見及び提案することができるとされているが、まちづくり推進組織は意見及び提案することができるとされていない。まちづくり推進組織からも意見及び提案ができるようにするべきだと思う。	自治会とまちづくり推進組織は、それぞれの機能や現状に基づいて記述をしています。まちづくり推進組織の機能は第2条の定義において規定していますので、自治会についてのみ第7条においてその機能の説明をしています。第8条の規定に関しては、現状においても、また今後も、まちづくり推進組織が意見や提案を行うことを妨げるものではありません。 こうしたことから、第7条、第8条は原案のとおりとします。
7	第20条	市民まちづくり会議の設置では、第7条及び第8条で多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置づけられた自治会やまちづくり推進組織で活動されている方々で設置されるよう定めるべきだと思う。	市民まちづくり会議では、広くまちづくり施策や基本条例の運用状況を審議していただくものです。会議の委員は、今後検討する設置に関する例規で規定しますが、委員にはまちづくり推進組織や自治会からの参加も予定しています。

No.	条項	意見要旨	市の考え方
8	条例全体	全体で感じたことは、第9条で「子ども及び若者」が条例化されているが、高齢者、障がい者、女性等に触れていないのが残念である。	本市においては、これまでは、子どもや若者の社会参加といった観点での例規がなかったことから、持続可能な瑞浪市のために今後特に必要なことであると考え、規定しているものです。
9	条例全体	まちづくりについて具体的に何も触れていない。例えば、地場産業、歴史、文化等を活かしたまちづくり、今後迎える高齢化社会（年金経済社会）に対するまちづくり、何も触れられなければ、最終的にはすべてまちづくり推進組織に振られてしまうような条例である。	まちづくり基本条例は、協働によるまちづくりのルールを定めるものです。ご意見のような地場産業振興策、歴史・文化を活かしたまちづくり、高齢者対策等の具体的課題に対しては、それぞれの分野での取り組みをしていくものであり、必要であれば例規の整備も行うことになります。 また、まちづくりは市民の皆さんと協働で進めていくものであり、決してすべてまちづくり推進組織にゆだねるものとは考えません。
10	条例全体	条例全文についてもっと強い意思表示が欲しい。 しっかりと将来の瑞浪市を見つめて、全市民が一丸となって造り上げていくのだという気持ち（気合い）の入ったものに感じとれない。 （文面がします調で締めているので表現に責任感が薄れている。）	まちづくり基本条例は、誰にも読みやすくということを主眼に、また子どもにも理解してほしいと考え、対象を意識して敬体による条文としています。ご意見のように、条例に市民の「気持ち」が込められ実効のあるものとするため、条例のPRを十分行っていく必要があり、子ども向けにもPRを行う必要があると考えています。
11	条例全体	瑞浪市の将来像に向かっての方向性が全く分からない。現状の社会、経済性から見た少子高齢化が進行する中での瑞浪市の活力は、どのようなスタイルに持っていくのか見えない。 （第3条の条例の位置付けが全ての条例、計画策定の基準としている）	まちづくりについてのルールを規定したものがまちづくり基本条例です。将来の方向性など、ご意見に関することは「総合計画」に規定しています。また、第3条の「条例の位置付け」では、他の条例規則等の策定の際には、まちづくり基本条例と整合を取ることを規定し、計画策定の基準とすることを述べているわけではありません。
12	条例全体	まちづくり基本条例は、対話に基づく信頼を基調としているが、それぞれの立場・役割が有り、相互に補完しつつ、協働によって（意見の葛藤が無くてはならないと思う。）まちづくりを進めるということを解説しているが、故にタイトルは漠然としたまちづくりではなく、協働のまちづくり条例ではないのか。（なぜ今、まちづくり条例なのか。瑞浪市にとって緊急事態に直面している現状である。市民の英知を結集する時）	「協働」という言葉は確かにキーワードですが、まちづくり基本条例は、まちづくり全般のことを規定しており、まちづくりの基本原則についても協働の原則だけでなく、市民主役等の原則を掲げています。このため、まちづくりに修飾語を付けることで限定することは避け、単に「まちづくり基本条例」としています。 こうした理由から、原案のとおりとします。